

平成29年度  
留学生就職促進プログラム  
公募要領

※本委託事業は、平成29年度予算の成立を前提としているため、成立をしない場合には、失効することとなる

文部科学省

## 1. 事業の背景・目的

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、日本再興戦略等の閣議決定においても、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっているところである。

同戦略で謳われる「外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、国内・日系企業の就職に重要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を普及することにより、外国人留学生の我が国での定着を図り、目標の達成を目指す。更に、キャリアパスの安定化による日本留学の魅力向上により、諸外国から我が国への高度人材たる優秀な外国人留学生を増加させ、以て留学生30万人計画の実現に寄与するものである。

## 2. 事業の概要

### (1) 募集内容

本事業は、日本の成長につながる優秀な外国人留学生の受入れを増加させるために、国公立大学並びに地方公共団体、経済団体並びに企業及び留学生支援団体等（以下「地方公共団体等」という。）が緊密に連携し、外国人留学生に対する国内企業への就職支援を図る計画について募集する。

### (2) 申請者等

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 外国人留学生が在籍する国公立大学（以下、「各大学」という。）と地方公共団体等により構成される産学官コンソーシアムを募集の対象とするが、主となる1大学が代表して申請することとする。なお、コンソーシアムにおいては、新規または既存の別を問わないが、事業実施において速やかに着手できるよう、実施体制が確立していることが望ましい。また、複数大学が共同で、本事業で求めるコースを設置することを妨げない。

### (3) 実施内容

各地域の実情を踏まえつつ、以下①～⑤の取組を行う計画に委託する（①の取組がない計画は選定しないこととする）。

なお、本事業は大学・学部における一貫した就職支援を念頭に設計しており、事業年度は後述のとおり最大5年間であるが、外国人留学生の国内企業への定着に向け、各大学の実情に応じた最も適切な学年・課程での就職支援計画を策定の上申請すること。具体的には、正規課程の標準年限に限らず、キャリア教育を行うに適切な期間を考慮してプログラムを設定すること。

#### ①教育プログラムの開発実施

##### ・ビジネス日本語教育

ビジネス現場で必要とされる日本語の運用能力に関する講義の開発実施。

本事業においては、最低限、最終学年時の日本語能力試験（JLPT）N1相当の能力獲得は必須とする。

また、各人の現段階の能力、想定するキャリアパスや国内企業の需要に応じた適切なプログラムを設定できうる体制を構築することが求められる。

なお、外部へ委託して実施する計画でも構わないが、レベル設定や教育内容等の質保証についてはコンソーシアムにおいてしっかりと担保すること。

例1：プログラム開始時にJLPTがN2レベル、N3レベルの学生ではそれぞれ違ったプログラムを提供可能な体制を構築。

例2：工学等の技術系分野と翻訳等の文化系分野では求められる日本語能力の質が異なるので、各人のキャリアプランに沿った計画設定が可能な体制を構築。

### ・キャリア教育

主として企業人による、日本企業での働き方・キャリアパスの講習、日本企業で働くことの意義に関する講義の開発実施。次に掲げる「インターンシップ・プログラム」と連動した計画となっていること。

企業・留学生のミスマッチを防ぐためにも、留学生に企業文化を講義することは必要不可欠である。そのため、単に一般的な企業文化の講習にとどまらず、より実践的なキャリア教育を施すことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取り組みが求められる。

例1：学生のキャリア志向を把握したうえで、単一企業では主に少数の者を対象とするインターンシップにとどまらずコンソーシアム参加企業等のうち志望業種の企業による複数人を対象とした事業説明や企業内文化の講習を実施。

例2：複数名を対象とした、コンソーシアム参加企業による定期的な職場見学の実施等。

### ・インターンシップ・プログラム

主として中長期（1か月程度）となるようなインターンシップ・プログラムの開発実施。

例1：企業の担当者が訪問して問題解決型のプログラムを組み入れて実施する。

例2：長期休暇等を利用し、コンソーシアム参加企業内の事業に一定期間補助者として随行することで日本企業の事業内容やその成果を体験的に学習。

### ②近隣大学の学生も参加できる就職セミナー等の開催

本事業においては、単なる顔合わせの場を提供するもので終わらせることなく、就職セミナー参加者がその後も就職セミナー参加企業と定期的に接触を持てるような仕組みとなるよう、複合的な企画を作成すること。

### ③上記①の、可能な範囲（遠隔授業等）でのコンソーシアムに参加する他大学の学生への開放

#### ④外国人留学生受入れ経験の少ない企業への支援

コンソーシアム参加企業には外国人留学生の受入れ経験が少ない企業も相当数あることが見込まれることから、受入れに当たっての体制づくりの支援についてコンソーシアム全体でサポートできる体制を構築することが望ましい。特に外国人留学生のキャリア観と初めて受け入れる企業のキャリア観については、相当の差異があることが想定されるので、相互のミスマッチが起こらないよう、コンソーシアムから当該企業への支援方策（留学生採用の成功事例や受入れ時の工夫等の情報提供等）も考慮して実施すること。

また、就職した外国人留学生に対してのフォローアップ体制（コンソーシアム所属のメンター等が相談を受けるなど）が構築されているなどの工夫があることが望ましい。

#### ⑤持続可能な仕組みの構築

当事業終了後、持続的な就職支援体制を構築するためには、コンソーシアムのみで事業を継続させる仕組みが必要不可欠である。

そのため、当事業開始直後は不可能であったとしても、持続可能な事業体制を構築することが望ましい。

#### （４）選定要件

- ・産学官コンソーシアムが設立されていること
- ・一定数の留学生の就職が見込めるようにするため、コンソーシアムに参画している大学に在籍する留学生の総数が100人以上であること
- ・（３）①の教育プログラムがビジネスシーンで活用できる日本語能力の取得や実際の現場を通じた日本企業での働き方の学習機会の提供など特徴的・効果的であること
- ・（３）②③④⑤が工夫された取組であること
- ・受講者全員が日本語能力試験N1相当程度の能力を習得するためのプログラムが組み込まれていること
- ・当該コンソーシアムのみならず他大学にも波及（多数の留学生の就職に資する）する取組であること
- ・国内企業への就職率目標値が事業最終年度に卒業・修了するコンソーシアム参加大学における外国人留学生の5割以上となっていること
- ・当該事業を進めるための体制が構築されており、その上で、適切な予算執行計画となっていること
- ・当事業終了後も持続可能な事業となるよう、工夫が図られていること
- ・コンソーシアムにおいて、参画する企業に関して、就職にあたっての在留資格の切替えに必要な情報（企業の業務内容、組織形態、財務諸表等）を把握出来ること。また、経済団体がコンソーシアムに参画している場合には、当該経済団体が会員企業のデータを把握できること

#### （５）申請可能件数

1の大学が申請できる件数は、各大学から1件とする（コンソーシアムへ

の参画も1として計算する)。

(6) 選定件数

12拠点(選定においては、地域バランスを考慮する)

(7) 実施期間

最大5年間(国の財政状況により、必ず保証するものではない)

なお、毎年、文部科学省が事業の進捗状況を確認し、特に実施期間の3年目に成果を検証する中間調査の実施を予定しているが、調査の結果により、委託費の配分や実施期間を大幅に見直す場合がある。

※事業開始日は平成29年6月1日を予定しており、最大で平成34年3月31日までを実施期間とする。

(8) 予算額

1件あたり1年25百万円を上限として計画を提出すること。ただし、予算の事情及び計画の進行程度により、採択されたからといって当初計画の予算額が満額認められるわけではない。事業年度ごとに進捗状況を鑑み、次年度の予算を改めて確認・契約するので留意すること。

経費は事業実施のための教員等に係る人件費や、会議・打ち合わせ等にかかる旅費、謝金及び会議費、消耗品費等を想定している。

なお、過度な設備備品の購入・設置(再委託事業者については、購入・設置自体を認めない。)、建物等施設の建設・改修及び不動産取得に関する経費には使用できない。

(9) 本プログラムにおける留学生の在留資格変更手続きにおける優遇措置

本事業に採択された大学が開講した教育プログラムに参加する学生については、就職決定後の在留資格の変更許可申請において、優先的な処理がされることとしている。(また、当該学生がコンソーシアムに参画している企業に就職する場合には、さらに在留資格切替えの申請を行う際の書類が簡素化される予定としている。詳細は協議中である。)

### 3. 選定方法

本事業の実施計画の選定は客観性、公平性、透明性を担保するために、外部有識者による「留学生就職促進プログラム委員会」において審査を行う。

### 4. 選定要件

以下の場合には審査対象外となるので、十分留意すること。

- (1) 「平成29年度 留学生就職促進プログラム 実施計画書 作成・記入要領」に定める様式と異なる場合
- (2) 募集対象機関以外からの申請の場合
- (3) 申請に必要な機関が参画したコンソーシアムが構成されていない場合
- (4) 実施計画書における重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合

### 5. 申請手続

(1) 実施計画書

「平成29年度 留学生就職促進プログラム 実施計画書 作成・記入要

領」(別添)に基づき、所定の様式で実施計画書を作成し、大学の長から文部科学省高等教育局長宛てに申請すること。なお、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを併せて提出すること。

(2) 提出期限

平成29年3月3日(金) 17時必着  
※期限を過ぎた場合は一切受け付けない。

(3) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室留学交流支援係  
※封筒等の表に朱書きで「平成29年度 留学生就職促進プログラム実施計画書」と記載すること。  
※提出書類は一切返還しない。

(4) 選定結果の通知

各大学の長宛てに平成29年4月を予定

## 6. 事業の実施

(1) 選定された実施計画については、文部科学省と大学の長との間で委託契約を締結する。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続が必要となる。なお、契約の締結は年度毎に行う。

※ 国の契約は、契約書を締結(契約書に契約中の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

(2) 申請の際、平成29年度における実施計画の所要経費の積算を提出することになるが、委託契約額として大学に措置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。その際、予算額が変更となったとしても、実施計画の変更は原則として認めない。

(3) 事業開始後に実施計画の内容に重大な変更が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。

(4) 実施大学は実施計画書に基づき事業の実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書(委託業務完了報告書)を作成し、文部科学省に提出すること。

また、複数年にわたる事業の場合は、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書(委託業務中間報告書)を作成し、文部科学省に提出すること。

なお、事業の実施に際し、文部科学省高等教育局学生・留学生課が、現地の状況等を把握するために実施大学に対して調査を行い、進捗状況を把握する。

(5) 実施大学は事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに文部科学省に提出すること。

(6) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを実施すること

を予定している。

- (7) 本事業は委託費によって実施するものであり、原則として成果物の著作権は文部科学省に帰属するが、一定の条件の下で受託者に帰属する。

選定された事業において、成果報告としてシンポジウム等を開催する予定がある場合は積極的に周知に努めること。

- (8) 本委託事業は、平成29年度予算の成立を前提としているため、成立をしない場合には、失効することとなる。

## 7. 奨学金

本事業で採択された大学に対しては、本事業での外国人留学生の呼び込みに際して、文部科学省外国人留学生学習奨励費を毎年20人分措置する予定としている。当該奨学生の選考については、各大学の判断により活用できる。

なお、本事業で設置される教育プログラムに在籍する外国人留学生が、在籍中にJLPTにおいて成績優秀と認められる場合には、上記奨学金に加えて、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が実施するJEES奨学金からも奨学金が措置(最大5人分)される予定である。

## 8. 誓約書

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

## 9. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 10. 問合せ先

文部科学省高等教育局学生・留学生課

留学生交流室留学交流支援係

電話：03-5253-4111(内線3028)